

ニセコ町化学肥料低減・地力維持支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、化学肥料の使用低減を促進し、環境負荷の軽減及び農業の持続的発展を図るため、化学肥料低減・地力維持を行う農業者に対し、町が行うニセコ町化学肥料低減・地力維持支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、ニセコ町補助規則（昭和52年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 化学肥料低減事業 北海道独自の「北のクリーン農産物（イエスクリーン）表示制度」により、農薬や肥料の使用制限等の「登録基準」を満たして水稻生産を行うものをいう。
- (2) 地力維持支援事業 連作障害の回避、地力の増進、輪作体系の確立に資するために、緑肥作物又は景観形成作物を作付けを行うものをいう。

(補助基準及び補助額)

第3条 補助金の補助対象者、補助基準及び補助額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、町長に対し次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) ニセコ町化学肥料低減・地力維持支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 作付箇所位置図
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、規則に定めるところにより通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、速やかに化学肥料低減・地力維持支援事業補助金実績報告書（別記第2号様式）に、事業の成果を確認できる書類（イエスクリーン出荷実績書、種子購入伝票・領収書の写し等）を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の確定及び交付)

第7条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

(返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) イエスクリーン認証米生産対策支援事業補助金交付要綱（平成 26 年訓令第 23 号）

(2) ニセコ町緑肥作物奨励事業補助金交付要綱（平成 23 年訓令第 16 号）

別表（第 3 条関係）

補助対象項目	補助対象者	補助対象項目	補助基準
(1) 化学肥料低減事業	ニセコ町内のイエスクリーン生産登録集団	作付面積	10 アール当たり 300 円
		低タンパク米出荷実績	60 キロ当たり 100 円
		酒造好適米出荷実績	60 キロ当たり 1,600 円
(2) 地力維持支援事業	ニセコ町内にある農用地に緑肥作物又は景観形成作物を作付けする農業者	種子購入費	購入費の 2 分の 1 以内
		休閒緑肥（観光業支援）	景観保全として 5 月以降に作付けし、開花後おおむね 15 日以上生育させた場合、種子購入費の全額
備考	<p>(1) (2) とともに補助は予算の範囲内で毎年度 1 回限りとする。</p> <p>(2) については 50,000 円を限度とする。ただし、国営緊急農地再編整備事業完了までの間、国営緊急農地再編整備事業における受益者が地力維持支援事業を申請した場合、町は整備圃場の状況を勘案し、緊急性が高いと判断したときには、緑肥作物については種子購入費の 2 分の 1 の費用を、休閒緑肥（景観保全）についてはその購入費の全額を対象圃場 1 箇所につき 1 回を限度とし助成する。その場合の助成額は、10 アール当たり 5,000 円を限度とし、景観保全として開花後おおむね 15 日以上生育させた場合に限る。</p>		